

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

② その他有価証券

ア. 市場価格のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

イ. 市場価格のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品————— 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

② 料理飲料材料————— 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

職員に支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当期対応分を計上しています。

(2) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等については、税抜経理方式によっています。

(2) リース取引に関する会計処理

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っています。